

# 建設工事関連委託業務に係る最低制限価格制度の導入について

平成21年12月

委託業務入札参加有資格者 様

彦根市総務部契約監理室

彦根市が発注する建設工事について最低制限価格制度を導入していますが、今回、建設工事関連に係る委託業務についても、適切な競争性の確保と確実な業務品質の確保を図るため、最低制限価格制度を導入することとします。

また、この最低制限価格制度の導入に伴い、下記のとおり入札制度の一部を改正しますので、十分注意いただき、手続きに遺漏のないようよろしくお願いいたします。

## 1 最低制限価格の導入対象業務

競争入札により執行する、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務および建設関連維持管理業務(道路清掃業務、河川清掃業務、公園清掃業務、公園維持管理業務など)で予定価格が130万円を超える委託業務とします。

## 2 最低制限価格の適用開始日

平成22年1月14日以降に、公告または通知を行った入札から適用します。(最低制限価格の設定対象業務は、公告または通知の「最低制限価格」欄に「定めている」と明示します。)

## 3 最低制限価格および基準額の公表

適正な競争を確保する観点から非公表とします。

## 4 最低制限価格の導入に当たって

最低制限価格の対象となる委託業務の予定価格を入札後に公表(事後公表)します。

ただし、不調となった場合など事後公表することにより市の事業遂行に支障が生じるおそれがある場合は、事後公表をしません。

公表は、入札結果表に予定価格を明記の上、契約監理室において一般の縦覧に供する方法により行います。